

「妊婦HTLV-1核酸同定」 検査項目名称変更のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、「妊婦HTLV-1核酸同定」につきましては、令和4年度診療報酬改定により算定条件の改定が行われ、実施料適用対象者がこれまでの妊婦に加え移植者が追加されました。

当社対応といたしまして、下記期日より算定条件に沿った項目名称に変更させていただきます。

誠に勝手ではございますが、何卒ご了承の程お願い申し上げます。

敬具

記

対象項目／変更内容

● [27122]妊婦HTLV-1核酸同定

変更内容	新	旧
検査項目名	HTLV-1核酸同定	妊婦HTLV-1核酸同定
算定備考	D023 微生物核酸同定・定量検査 「16」HTLV-1核酸検出 450点 ※ <u>下線部分</u> が変更されました。 区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「56」のHTLV-I抗体(ウエスタンブロット法及びラインブロット法)によって判定保留となった妊婦、移植者(生体部分肺移植、生体部分肝移植、生体腎移植又は生体部分小腸移植の場合に限る。)又は臓器等提供者(生体部分肺移植、生体部分肝移植、生体腎移植又は生体部分小腸移植の場合に限る。)を対象として測定した場合にのみ算定する。本検査を実施した場合は、HTLV-I抗体(ウエスタンブロット法及びラインブロット法)の判定保留を確認した年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。	

※その他検査要項に変更はございません。

変更期日

● 2022年5月9日(月)ご報告分より

